

情報公開審査会の答申概要（答申第 38 号）

- 1 対象公文書 平成 12 年度警察本部少年課の犯罪捜査報償費前渡資金出納簿
 平成 12 年度警察本部少年課の犯罪捜査報償費証拠書類
 平成 12 年度警察本部交通指導課の犯罪捜査報償費前渡資金出納簿
 平成 12 年度警察本部交通指導課の犯罪捜査報償費証拠書類
 平成 15 年度警察本部交通指導課の犯罪捜査報償費前渡資金出納簿
 平成 15 年度警察本部交通指導課の犯罪捜査報償費証拠書類

2 担当課（所）警察本部警務部会計課

3 審査請求等の経緯

- (1) H16.11.29 公開請求 (4) H17. 2.18 諮問
 (2) H16.12.13 一部公開決定及び非公開決定 (5) H18. 3. 1 一部公開決定に係る変更決定
 (3) H17. 2. 7 審査請求 (6) H18.10. 6 答申

4 諮問に係る審査会の判断結果

対象公文書について、非公開部分とした部分のうち、平成 12 年度の警察本部少年課及び交通指導課並びに平成 15 年度の交通指導課の犯罪捜査報償費証拠書類のうち、次の部分を公開すべきである。

- (1) 捜査費支出伺
 取扱者・補助者・出納簿登記の各欄の印影及び所属名
 (2) 支払精算書
 あて名、所属名及び取扱者・補助者・出納簿登記の各欄の印影
 (3) 捜査費交付書兼支払精算書
 取扱者・補助者・出納簿登記の各欄の印影、あて名及び所属名
 (4) 支払伝票
 所属名

5 諮問に係る審査会の判断理由

非公開部分	情報公開条例 該当条項	審査会の判断要旨
1 犯罪捜査報償費前渡資金出納簿に記載された警部補以下の警察官の氏名 2 犯罪捜査報償費証拠書類のうち、警部補以下の警察官の氏名及び印影 3 犯罪捜査報償費証拠書類のうち、情報提供者等の住所、氏名及び印影等	7 条 2 号 (個人情報)	1 犯罪捜査報償費前渡資金出納簿に記載された警部補以下の警察官の氏名 (1) 同号本文の該当性について 警察官の氏名は、明らかに特定の個人が識別される情報であり、同号本文に該当すると認められる。 (2) 同号ただし書の該当性について 同号ただし書イは、「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」を非公開情報の例外としており、慣行として公にされている情報とは、当該情報が現に県民に知り得る状態にあり、それが社会通念上慣行といえることが必要である。 石川県警察において人事異動の公表を行っている職員の範囲は「警部又は同相当職以上の職員」であり、また、当該職員に限り石川県職員録に登載されている。 したがって、当該情報は同号ただし書イに該当しない。 また、同号ただし書ロ及びハにも該当しない。

		<p>2 犯罪捜査報償費証拠書類のうち、警部補以下の警察官の氏名及び印影 1に同じ。</p> <p>3 犯罪捜査報償費証拠書類のうち、情報提供者等の住所、氏名及び印影等 同号本文に該当し、同号ただし書イ、ロ又はハのいずれにも該当しないことは明らかである。</p>
<p>1 犯罪捜査報償費前渡資金出納簿のうち、個別の執行内容に係る交付年月日、支出事由、捜査員の階級・氏名、支出額及び残額等</p> <p>2 犯罪捜査報償費証拠書類のうち</p> <ul style="list-style-type: none"> ・捜査費支出伺 ・支払精算書 ・捜査費交付書兼支払精算書 ・支払伝票 	<p>7条4号 (犯罪の予防、捜査等情報)</p>	<p>1 犯罪捜査報償費前渡資金出納簿のうち、個別の執行内容に係る部分 これらの情報を公にした場合、捜査員の動向、情報提供者等との接触状況、さらには個別事件の捜査の進展状況が推察され、事件関係者が逃亡や証拠隠滅を図るおそれ、捜査手法が察知され、犯罪企図者等において対抗措置を講じられるおそれ及び情報提供者等や担当捜査員が特定又は推測されるおそれなどが生じることが否定できず、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとする実施機関の判断は合理性を有すると認めることができる。 したがって、これらの情報は同号に該当する。</p> <p>2 犯罪捜査報償費証拠書類のうち、捜査費支出伺、支払精算書、捜査費交付書兼支払精算書及び支払伝票 個別の具体的な捜査内容が記載されており、これを公にした場合、捜査の動向や進展状況等が推察され、被疑者等の事件関係者が逃亡や証拠隠滅を図るおそれや捜査手法が察知され、犯罪企図者等において対抗措置を講じられるおそれなどが生じることが否定できず、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとする実施機関の判断は合理性を有すると認めることができる。 したがって、これらの情報は同号に該当する。 しかしながら、記載されている情報のうち、取扱者・補助者・出納簿登記の各欄については、会計上の決裁等のため、警部補及び同相当職以下の警察官ではない警察職員が押印したものであり、また、あて名及び所属名については、本件公開請求が所属を特定して行われているので、これを公にしたとしても、犯罪の捜査等に支障を生じる可能性はないと考えられるので、同号には該当しない。</p>
<p>1 犯罪捜査報償費証拠書類のうち、情報提供者等の住所、氏名及び印影等</p>	<p>7条7号 (非公開約束情報)</p>	<p>7条2号に該当し、非公開相当と判断したので、本号該当性については重ねて判断しない。</p>

(別 紙)
答申第38号

答 申 書

平成18年10月

石川県情報公開審査会

第1 審査会の結論

石川県警察本部長（以下「実施機関」という。）は、本件審査請求の対象となった公文書一部公開決定及び非公開決定において公開しないこととした部分について、平成12年度の警察本部少年課及び交通指導課並びに平成15年度の交通指導課の犯罪捜査報償費証拠書類のうち、次の部分を公開すべきである。

(1) 捜査費支出伺

取扱者・補助者・出納簿登記の各欄の印影及び所属名

(2) 支払精算書

あて名、所属名及び取扱者・補助者・出納簿登記の各欄の印影

(3) 捜査費交付書兼支払精算書

取扱者・補助者・出納簿登記の各欄の印影、あて名及び所属名

(4) 支払伝票

所属名

第2 審査請求に至る経緯

1 公開請求の内容

審査請求人は、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、平成16年11月29日に次の公文書（以下「本件請求文書」という。）の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

- (1) 平成12年度分の警察本部少年課及び交通指導課の捜査報償費（県費）支出に関する財務会計帳票及び支出証拠書類全て
- (2) 平成15年度分の警察本部少年課及び交通指導課の捜査報償費（県費）支出に関する財務会計帳票及び支出証拠書類のうち捜査諸雑費に関するもの全て
- (3) 平成15年度分の警察本部少年課及び交通指導課の捜査報償費（県費）支出に関する財務会計帳票及び支出証拠書類のうち捜査諸雑費を除くもの全て

2 実施機関の決定

実施機関は、本件公開請求に係る公文書として、平成12年度及び平成15年度の警察本部少年課及び交通指導課の犯罪捜査報償費前渡資金出納簿及び犯罪捜査報償費証拠書類（以下「本件公文書」と言う。）を特定したが、犯罪捜査報償費は、平成13年度以降、捜査諸雑費とその他の一般捜査費に区分されている。平成15年度においては、少年課は犯罪捜査報償費の支出がなく、交通指導課は一般捜査費の支出がないため、当該部分にかかる公開請求に対しては不存在決定を行うとともに、その余の部分について一部公開決定及び非公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、公開しない部分及び公開しない理由を別表2のとおり付して、平成16年12月13日に審査請求人に通知した。

また、実施機関は平成18年3月1日に、本件処分を変更決定し、公開しないとした部分のうち、次の部分を取り消し、公開した。

- (1) 平成15年度の警察本部交通指導課の犯罪捜査報償費前渡資金出納簿のうち、

- ア 各月分の犯罪捜査報償費の受入に係る部分
- イ 各月分の計及び累計に係る部分
- ウ 「次葉へ繰越」及び「前葉より繰越」に係る部分
- エ 取扱者交替に伴う引継ぎに係る部分

(2) 平成15年度の警察本部交通指導課の犯罪捜査報償費証拠書類の各月分の捜査費総括表のうち、

- ア 前月より繰越額
- イ 本月受入額
- ウ 本月支払額
- エ 残額
- オ 前月末未精算額を本月精算した結果の返納額又は追給額 (△)
- カ 本月概算交付し翌月に精算した結果の返納額 (△) 又は追給額

この結果、平成15年度の交通指導課の犯罪捜査費前渡資金出納簿については個別の執行の内容にかかる部分を除き公開され、犯罪捜査報償費証拠書類の捜査費総括表についてはすべて公開されることとなった。

3 審査請求

審査請求人は、平成17年2月7日に、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定により、石川県公安委員会に対して審査請求を行った。

4 諮問

石川県公安委員会は、平成17年2月18日に、条例第19条第1項の規定により、石川県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件処分の取消しに係る審査請求につき、諮問を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるといものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書、意見書及び当審査会における意見陳述で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件公開請求に係る犯罪捜査報償費の支出は、架空かつ不正な支出であり、非公開決定は架空かつ不正な支出を隠蔽するという条例が是認する非公開処分の本来の目的以外の目的のため行われたものであるため、条例第7条の非公開情報該当性を検討するまでもなく違法である。

(2) 警察の不正経理については、各地で多数の疑惑が噴出している状況であり、平成16

年11月ごろ審査請求人に対して、元石川県警職員と称する男性から匿名での電話があり、石川県警でも不正支出が行われていたことなどの内部告発があった。また、県議会文教公安委員会で警察本部会計課長が、平成15年度までは領収書について「協力してくれる方がどうしても自分の名前を出したくないという場合に、本人の名前以外の表現をされたこと」があったと答弁しており、これは偽名領収書による公金支出をしていたことを認めるもので、公開請求公文書の中に不正支出があることになるので、非公開情報に該当しないことは明らかである。

- (3) 条例第7条第4号では、非公開事由として、「相当の理由」があること、すなわち実施機関の非公開の判断が合理性を持つものとして許容される限度内のものであることが要求されているが、この説明責任は実施機関にあると解すべきであり、情報公開審査会においては、実施機関の判断を尊重すべきであるとしても、情報公開拒否の根拠が具体的に示されているかどうか審査すべきである。
- (4) 実施機関の判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるかどうかは、守秘義務について問題とされる実質秘性の三要件、すなわち、非公知性、必要性及び適法性を充足するか否かによって判断するのが妥当であるが、捜査報償費には少なくとも目的外に支出されたのではないかとの合理的な疑いを差し挟む余地が十分あり、警察本部が適法な支出であることを十分説明していないので、適法性の要件を欠くものであり、また、架空支出を公開したとしても何らの害悪は生じえないので、必要性の要件も欠くものである。
- (5) 条例第7条第4号を事由とする非公開決定の理由は、全て「犯罪捜査報償費は、個別の犯罪捜査に即して執行されることから、その支出時期、支出事由、支出金額及び執行内容等に係る情報を公にすると、捜査の動向や捜査手法が推測され、事件関係者、犯罪を企図する者等に対抗措置を講じられるなど、現在又は将来の犯罪の予防、鎮圧又はその他の公共安全と秩序の維持に支障をおよぼすおそれがある」という、同一の抽象的な理由を掲載しているに過ぎないが、個々の公文書毎に、支障を及ぼすと認めることに関して「相当な理由」があることの説明がなされなければ、非公開情報に該当しない。
- (6) 情報提供者等に関する情報は、条例第7条第7号の非公開約束情報に該当するとして非公開とされたが、捜査報償費の不正支出を行い、そのために作成された架空領収書等については、保護すべき相手方は存在しないので、同号に該当しないのは明らかである。
- (7) 情報公開審査会において領収書等の原本を精査することにより、架空支出に関する書類を特定できると思われるので、原本の提示を求められたい。審査会が原本を見ないで判断することは、非公開該当性の説明責任が実施機関側にあり、公開請求者に十分な説明が行われていないことからしても、違法、不当の非難を免れないこととなる。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関が主張している要旨は、理由説明書及び意見陳述等から総合するとおおむね次のとおりである。

1 本件公文書について

本件公開請求に係る公文書として、平成12年度及び平成15年度の警察本部少年課及び交通指導課に係る犯罪捜査報償費前渡資金出納簿及び犯罪捜査報償費証拠書類を特定したが、平成13年度以後、犯罪捜査報償費は捜査諸雑費及び一般捜査費に区分されている。平成15年度においては少年課では犯罪捜査報償費の支出がなく、交通指導課では一般捜査費の支出がないため、当該請求部分に係る公文書は作成・保有していない。

2 本件処分の実施について

(1) 公文書一部公開決定

ア 対象公文書

(ア) 平成12年度の少年課及び交通指導課の犯罪捜査報償費前渡資金出納簿

(イ) 平成15年度の交通指導課の犯罪捜査報償費前渡資金出納簿及び犯罪捜査報償費証拠書類のうち捜査費総括表

イ 決定の内容

条例第7条第2号（個人情報）、第4号（犯罪の予防、捜査等情報）に該当するため非公開

(2) 公文書非公開決定

ア 対象公文書

(ア) 平成12年度の少年課及び交通指導課の犯罪捜査報償費証拠書類のうち、捜査費支出伺、支払精算書（添付書類を含む）

(イ) 平成15年度の交通指導課の犯罪捜査報償費証拠書類のうち、捜査費支出伺、捜査費交付書兼支払精算書、支払伝票（添付書類を含む）

イ 決定の内容

条例第7条第2号（個人情報）、第4号（犯罪の予防、捜査等情報）及び第7号（非公開約束情報）に該当するため非公開

3 本件処分の理由について

(1) 捜査報償費の概要

捜査報償費は、犯罪の捜査等に従事する警察職員の活動のための諸経費及び捜査等に関する情報提供者、協力者等（以下「情報提供者等」という。）に対する諸経費で、緊急を要し、又は秘密を要するため、通常の支出手続きを経ては支障をきたす場合に使用できるよう、現金経理が認められている。

(2) 対象公文書の内容

対象公文書は、犯罪捜査報償費前渡資金出納簿及び犯罪捜査報償費証拠書類であり、後者は次のような構成となっている。

ア 表紙

イ 捜査費総括表

ウ 捜査費支出伺

エ 支払精算書（領収書等添付書類を含む）

オ 捜査費交付書兼支払精算書

カ 支払伝票（領収書等添付書類を含む）

(3) 本件処分の適法性について

審査請求人は、「不正支出の隠蔽を目的とした非公開処分は裁量権の逸脱として違法」であり、条例が認めた非公開処分の「本来目的以外の目的のためになされた非公開処分は違法となる」旨主張するが、実施機関はすべての情報公開請求に対する決定に当たって、条例及び「石川県公安委員会及び石川県警察における石川県情報公開条例審査基準」の規定に基づき、厳格に公開・非公開の判断を行っており、本来目的以外の目的のためになされた処分であるという主張は失当である。

(4) 非公開情報該当性について

ア 条例第7条第2号（個人情報）の該当性

(ア) 犯罪捜査報償費前渡資金出納簿に記載された警部補以下の警察官の氏名並びに犯罪捜査報償費証拠書類のうち警部補以下の警察官の氏名及び印影に係る情報が記録されている部分

特定の個人が識別される情報であり、同号本文に該当し、職務遂行情報に含まれる警察官の氏名の取扱いについて「慣行として公にしている」職員の範囲は、警部又は同相当職以上の役職にある職員であるので、警部補以下の警察官の氏名は同号ただし書きに該当しない。

(イ) 犯罪捜査報償費証拠書類のうち、情報提供者等の住所、氏名及び印影等

特定の個人が識別される情報であり、同号本文に該当し、同号ただし書きのいずれにも該当しないことは明らかである。

イ 条例第7条第4号（犯罪の予防、捜査等情報）の該当性

実施機関として犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすと判断する理由は次のとおりである。

(ア) 犯罪捜査報償費前渡資金出納簿の記載のうち、個別の執行内容に係る交付年月日、支出事由、捜査員の階級・氏名、支出額及び残額等

捜査報償費は、捜査員の活動に要する諸経費及び捜査等に関する情報提供者等に対する諸経費として、当該所属の所掌に係る犯罪情勢や継続中の捜査の進展状況等を踏まえ所要額が交付され、また、捜査の各段階で必要とされる場面で執行されるものであり、これらの情報は、当該所属における捜査活動に密接に関連し、その実態が反映されている情報である。

よって、これらの情報を公にすると、被疑者等の事件関係者自らが有する情報及び関連する報道等の情報と比較・分析することにより、捜査の動向や進展状況等が推察され、事件関係者が逃亡や証拠隠滅を図るおそれ、捜査手法が察知され、犯罪企図者等において対抗措置を講じられるおそれ及び情報提供者等や担当捜査員が特定又は推測され、事件関係者から嫌がらせや危害を加えられ、又は情報提供者等にそのような不安や懸念を抱かせ、以後の協力が得られなくなるおそれ等が生じることから、これら情報は本号に該当する。

(イ) 犯罪捜査報償費証拠書類の捜査費支出伺、支払精算書、捜査費交付書兼支払精算書、支払伝票及び支払精算書又は支払伝票の添付書類としての領収書等

これら公文書には、特定の事件名、捜査員の官職・氏名、情報提供者等の住所、氏名、情報提供を受けた日付及び場所等、個別の執行内容に係る情報が具体的に記録されており、そこに記載された一の執行に係る情報自体が個々の捜査活動を反映しているだけでなく、継続性・関連性のある捜査活動を捜査報償費の執行という形で表す情報の集合体でもある。

このようなことから、情報提供者等に係る情報を公にすると、情報提供者等や担当捜査員が特定又は推測され、事件関係者から嫌がらせや危害を加えられ、又は情報提供者等にそのような不安や懸念を抱かせ、以後の協力が得られなくなるおそれ、協力関係の秘匿を前提とする情報提供者等との信頼関係が損なわれ、以後の協力が得られなくなるおそれ、さらには、今後新たに協力を求める対象においても協力を躊躇したり、拒否するおそれが生じることから、これら情報は本号に該当する。また、現に捜査中の事件に係る情報を公にすると、警察の捜査を察知した事件関係者が逃亡や証拠隠滅を図るおそれがあり、捜査中の事件に関する情報でなくても、これを公にすると、情報提供者等が特定されて危害を加えられたり、捜査手法が判明又は推測され、犯罪企図者等において対抗措置を講じられるなど、将来の犯罪捜査に支障を及ぼすおそれがあるので、本号に該当する。

ウ 条例第7条第7号（非公開約束情報）の該当性

犯罪の予防、捜査活動は、多様な情報収集活動によって支えられており、情報源の秘匿が求められるケースが多く、特に、暴力団や不良少年・暴走族グループ等の視察内偵活動においては、情報提供者の存在及び入手情報の秘匿を条件に関係が構築され、実践されており、この情報が公になった場合、当該情報提供者が組織等から報復を受けるおそれが高く、当該情報はこうした条件を付することが合理的であると認められるものであり、かつ、情報提供者の保護も強く求められることから、本号本文に該当するもので、本号ただし書きの「公益上公にすることが必要な場合」に該当しないことは明らかである。

(5) 審査請求人のその外の主張について

審査請求人が意見書で述べている内部告発者と称する者については承知していない。

なお、内部監査及び訓令に基づく会計監査を実施しており、これまですべて適正に執行されていると判断している。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県政に関する県民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政をより一層推進することを目的として制定されたものであり、公開の原則に基づき適正に解釈・運用されなければならない。当審査会は、この公開の原則を基本として条例を解釈し、以下判断するものである。

2 捜査報償費の支出が架空かつ不正な支出であるとする審査請求人の主張について

審査請求人は、本件公開請求に係る犯罪捜査報償費の支出は、架空かつ不正な支出であり、非公開決定は架空かつ不正な支出を隠蔽するという条例が是認する非公開処分の本来の目的以外の目的のため行われたものであるので、条例第7条の非公開情報該当性を検討するまでもなく違法である、と主張している。

当審査会は、条例に基づく諮問に応じ、実施機関が非公開とした情報が条例第7条各号の非公開情報に該当するか否かを判断するものであり、本件公開決定が架空かつ不正な支出を隠蔽するため条例が是認する非公開処分の目的以外に行われた否かを判断するものではない。なお、審査の過程において、審査請求人は、他道府県における不正経理を疑わせる事例を引用するが、本件公文書が不正支出にかかるものであるとする具体的証拠は示しておらず、また、当審査会において、個人情報を除き本件公文書を見分したが、その限りにおいては、架空かつ不正な支出を示す具体的な事実を確認することはできず、本件処分が本来の目的以外の目的で行われたと判断する積極的理由は見出さなかった。

3 本件公文書の性格等について

(1) 犯罪捜査報償費について

犯罪捜査報償費は、犯罪の捜査等に従事する警察職員の活動のための諸経費や捜査等に関する情報提供者等に対する諸経費である捜査費のうち、県が支弁するもので、県の予算科目上は報償費に計上されるものである。捜査費は、緊急を要し、又は秘密を要するため現金経理が認められている。犯罪捜査報償費には、捜査員が日常の捜査活動において使用する少額、多頻度にわたる経費に使用する捜査諸雑費と、それ以外の経費に使用する一般捜査費があり、捜査諸雑費は平成13年度から導入されたものである。

(2) 犯罪捜査報償費の執行手続きについて

犯罪捜査報償費は、警察本部長を取扱責任者とし、警務部会計課長を補助者、各所属長及び各警察署長を取扱者として運用している。

各取扱者は、四半期毎の所要額について会計課長を経て取扱責任者に申請し、取扱責任者は交付額を決定して取扱者の前渡資金口座に振り込む。

取扱者から捜査員への支払等は、次のとおりである。

ア 一般捜査費

取扱者は、執行が必要と判断したときには、捜査員に概算の所要額を交付し、捜査員は支払後、領収書等を添付して精算する。

イ 捜査諸雑費

取扱者は、月初めに、中間交付者（警察本部では担当課長補佐等、警察署では担当課長等）を経由して捜査員に対して所要額を概算交付し、捜査員は少額の範囲において支払し、執行の都度領収書等を添付して中間交付者に提出する。

4 本件公文書について

(1) 犯罪捜査報償費前渡資金出納簿

取扱者が所属における犯罪捜査報償費の出納状況を記録する会計帳簿であり、取扱責

任者からの受入、捜査員への交付の状況、各月の分計及び当該年度における累計並びに年度末における不用額の返納が記載されている。

帳簿は、年月日、摘要、受高、払高及び残高の各欄で構成され、このうち摘要欄には、対象となる具体的な事件名及び捜査員の階級・氏名が記載され、また、「交付受」及び「不用額の返納」が記載されるほか、各月の分計及び当該年度における累計を記載した欄には集計した者及び取扱者が確認した印影が記載されている。

(2) 犯罪捜査報償費証拠書類

ア 表紙

月ごとに証拠書類を区分するため作成されるもので、年度及び月が記載されている。

イ 捜査費総括表

各月ごとの捜査費の受払いを総括する書類で、取扱者の職・階級・氏名・印影、前月より繰越額、本月受入額、本月支払額、残額、前月末未精算額を本月精算した結果の返納額又は追給額（△）及び本月概算交付し翌月に精算した結果の返納額（△）又は追給額が記載されている。

ウ 捜査費支出伺

取扱者が、捜査員や中間交付者に捜査費を交付する際に作成する書類で、取扱者・補助者・出納簿登記、伺い年月日、金額、所属名、交付を受ける者の官職・氏名、内訳金額・支出事由・交付年月日が記載されている。

エ 支払精算書

取扱者から一般捜査費の交付を受けた捜査員が、執行した捜査費を精算するために作成する書類で、作成年月日、あて名、所属名、捜査員の官職・氏名・印影、概算受領した年月日・既受領額・支払額・差引過不足額、支払の内訳（年月日、金額、事由）、取扱者・補助者・出納簿登記、精算の結果の返納又は不足の別、返納又は領収の年月日及び不足額の捜査員の領収印が記載されており、領収書を添付して取扱者に提出されるものである。

オ 捜査費交付書兼支払精算書

取扱者から捜査諸雑費の交付を受けた中間交付者が、月初めに捜査員に対してその所要額を概算交付し、月末に精算するために作成する書類で、取扱者・補助者・出納簿登記、作成年月日、あて名、所属名、中間交付者の官職・氏名・印影、概算受領した年月日・既受領額・交付額・支払額・差引過不足額及び交付の内訳（年月日、捜査員の官職・氏名、交付額、支払額、過不足額、確認印）が記載されている。

カ 支払伝票

中間交付者から捜査諸雑費を受領した捜査員が、精算をする際に作成する書類で、作成年月日、所属名、捜査員の官職・氏名・印影、個別の支払年月日・金額・支払先・支払事由が記載され、領収書が添付されるものである。

5 本件処分に係る非公開事由該当性について

(1) 条例第7条第2号の該当性について

条例第7条第2号本文は、「個人に関する情報」を最大限保護するため、特定の個人

が識別され、又は識別され得る情報が記録されている公文書は、公開しない旨規定し、同号ただし書きイ、ロ又はハに該当する情報については、個人の権利利益保護の観点から非公開とする必要のないものや公益上公にする必要性が認められるものとして、同号本文の例外として公開するものとしている。

ア 同号本文の該当性について

警察官の氏名及び印影並びに情報提供者等の住所、氏名及び印影等は、明らかに特定の個人が識別される情報であり、本号本文に該当すると認められる。

イ 同号ただし書の該当性について

同号ただし書きイは、「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」を非公開情報の例外としており、当該規定の該当性について検討する。

慣行として公にされている情報とは、当該情報が現に県民に知り得る状態にあり、それが社会通念上慣行といえることが必要である。

石川県警察において人事異動の公表を行っている職員の範囲は「警部又は同相当職以上の職員」であり、また、当該職員に限り石川県職員録に登載されている。

したがって、「警部補以下の警察官の氏名」については、ただし書きイに該当しない。また、当該情報は、同号ただし書きロ及びハにも該当しない。

印影についても同様である。

情報提供者等の住所、氏名及び印影等については、本号ただし書きイ、ロ又はハのいずれにも該当しないことは明らかである。

(2) 条例第7条第4号の該当性について

本号は、公にすることにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることに相当の理由がある情報は公開しないことを定めたものである。「相当の理由がある」とは、本号に該当する情報は、その性質上、犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要すること等の特殊性が認められることから、実施機関の第一次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるか否かについて審理判断するのが適当であるとの趣旨である。

ア 犯罪捜査報償費前渡資金出納簿

犯罪捜査報償費前渡資金出納簿には、前記4の(1)に掲げた情報が記載されており、実施機関は一部公開決定を行っている。実施機関が本号に該当するとして非公開とした部分は、個別の執行内容に係る交付年月日、支出事由、捜査員の階級・氏名、支出額及び残額等であり、本号の該当性について検討する。

これらの情報を公にした場合、捜査員の動向、情報提供者等との接触状況、さらには個別事件の捜査の進展状況が推察され、事件関係者が逃亡や証拠隠滅を図るおそれ、捜査手法が察知され、犯罪企図者等において対抗措置を講じられるおそれ及び情報提供者等や担当捜査員が特定又は推測されるおそれなどが生じることは否定できず、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとする実施機関の判断は合理性を有すると認めることができる。

したがって、これらの情報は同号に該当する。

イ 捜査費支出伺

捜査費支出伺には、前記4の(2)のウに掲げた情報が記載されており、実施機関は非公開決定を行っている。

これは取扱者が捜査員に捜査報償費を交付する際に作成するもので、個別の具体的な捜査内容が記載されており、これを公にした場合、捜査の動向や進展状況等が推察され、被疑者等の事件関係者が逃亡や証拠隠滅を図るおそれや捜査手法が察知され、犯罪企図者等において対抗措置を講じられるおそれなどが生じることは否定できず、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとする実施機関の判断は合理性を有すると認めることができる。

したがって、これらの情報は同号に該当する。

しかしながら、記載されている情報のうち、取扱者・補助者・出納簿登記の各欄については、会計上の決裁等のため、警部補及び同相当職以下の警察官ではない警察職員が押印したものであり、また、所属名については、本件公開請求が所属を特定して行われているので、これを公にしたとしても、犯罪の捜査等に支障を生じる可能性はないと考えられるので、同号には該当しない。

ウ 支払精算書

支払精算書には、前記4の(2)のエに掲げた情報が記載されており、実施機関は非公開決定を行っている。

これは捜査報償費の支払を受けた捜査員等が、支払後に精算するため、領収書等を添付して取扱者に提出するもので、個別の具体的な捜査内容が記載されており、これを公にした場合、捜査の動向や進展状況等が推察され、被疑者等の事件関係者が逃亡や証拠隠滅を図るおそれや捜査手法が察知され、犯罪企図者等において対抗措置を講じられるおそれなどが生じることは否定できず、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとする実施機関の判断は合理性を有すると認めることができる。

したがって、これらの情報は同号に該当する。

しかしながら、記載されている情報のうち、あて名及び所属名については、本件公開請求が所属を特定して行われており、また、取扱者・補助者・出納簿登記の各欄については、会計上の決裁等のため、警部補及び同相当職以下の警察官ではない警察職員が押印したものであるので、これを公にしたとしても犯罪の捜査等に支障を生じる可能性はないと考えられるので、同号に該当しない。

エ 捜査費交付書兼支払精算書

捜査費交付書兼支払精算書は、前記4の(2)のオに掲げた情報が記載されており、実施機関は非公開決定を行っている。

これは捜査諸雑費の交付を受けた中間交付者が、担当する捜査員に月初めに所要額を概算で交付し、月末に精算するため取扱者に提出するもので、個別の具体的な捜査内容が記載されており、これを公にした場合、捜査の動向や進展状況等が推察され、被疑者等の事件関係者が逃亡や証拠隠滅を図るおそれや捜査手法が察知され、犯罪企図者等において対抗措置を講じられるおそれなどが生じることは否定できず、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとする実施機関の判断は合理性を有す

ると認めることができる。

したがって、これらの情報は同号に該当する。

しかしながら、取扱者・補助者・出納簿登記の各欄については、会計上の決裁等のため、警部補及び同相当職以下の警察官ではない警察職員が押印したものであり、また、あて名及び所属名については、本件公開請求が所属を特定して行われているので、これを公にしたとしても犯罪の捜査等に支障を生じる可能性はないと考えられるので、同号に該当しない。

オ 支払伝票

支払伝票には、前記4の(2)の力に掲げた情報が記載されており、実施機関は非公開決定を行っている。

これは月初めに捜査諸雑費の交付を受けた捜査員が、執行の都度中間交付者に提出するもので、個別の具体的な捜査内容が記載されており、これを公にした場合、捜査の動向や進展状況等が推察され、被疑者等の事件関係者が逃亡や証拠隠滅を図るおそれや捜査手法が察知され、犯罪企図者等において対抗措置を講じられるおそれなどが生じることは否定できず、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとす実施機関の判断は合理性を有すると認めることができる。

したがって、これらの情報は同号に該当する。

しかしながら、記載されている情報のうち、所属名については、本件公開請求が所属を特定して行われているので、これを公にしたとしても犯罪の捜査等に支障を生じる可能性はないと考えられるので、同号に該当しない。

(3) 条例第7条第7号の該当性について

実施機関は、本件処分において、情報提供者等の住所、氏名等について条例第7条第7号に該当するとして非公開としているが、当審査会では、(1)のとおり、当該情報は条例第7条第2号に該当し非公開相当と判断したので、本号該当性について重ねて判断しない。

6 まとめ

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査の処理経過

当審査会の処理経過は、別表1のとおりである。

<別 表> 1

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
17. 2. 18	○諮問を受けた。(諮問案件第62号)
17. 3. 22	○諮問庁(公安委員会)から理由説明書を受理した。
17. 4. 15	○審査請求人から意見書を受理した。
18. 1. 12 (第132回審査会)	○事案の審議を行った。
18. 1. 26 (第133回審査会)	○事案の審議を行った。
18. 2. 20 (第134回審査会)	○審査請求人から意見聴取を行った。
18. 3. 10 (第135回審査会)	○実施機関(警察本部会計課)の職員から意見聴取を行った。
18. 4. 6 (第136回審査会)	○事案の審議を行った。
18. 5. 12 (第137回審査会)	○事案の審議を行った。
18. 7. 6 (第138回審査会)	○インカメラ審理を行った。
18. 7. 27 (第139回審査会)	○事案の審議を行った。
18. 8. 23 (第140回審査会)	○事案の審議を行った。
18. 9. 7 (第141回審査会)	○事案の審議を行った。
18. 9. 28 (第142回審査会)	○事案の審議を行った。

<別 表> 2

ア 警察本部少年課

	公文書の件名	公開しない部分	公開しない理由
1	平成 12 年度の犯罪捜査報償費前渡資金出納簿	<p>年月日、摘要、受高、払高、残高が分かる部分。 ただし、次のものを除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各月分の犯罪捜査報償費の受入状況（年月日、摘要、受高）が分かる部分 ・ 各月分の計及び累計が分かる部分 ・ 「次葉への繰越」及び「前葉より繰越」の受高が分かる部分 ・ 取扱者交替に伴う引継ぎに係る部分 ・ 年度末の不用額の返納が分かる部分 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例 7 条 2 号該当 警部補以下の警察官の氏名に係る情報については、特定の個人が識別される個人情報に該当。 ・ 条例 7 条 4 号該当 犯罪捜査報償費は、個別の犯罪捜査に即して執行されることから、その支出時期、支出事由、支出金額及び執行内容等に係る情報を公にすると、捜査の動向や捜査手法が推測され、事件関係者、犯罪を企図する者等に対抗措置を講じられるなど、現在又は将来の犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある。
2	平成 12 年度の犯罪捜査報償費証拠書類のうち捜査費支出伺及び支払精算書（添付書類を含む）	非公開	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例 7 条 2 号該当 捜査協力者等の住所、氏名及び印影等、警部補以下の警察官の氏名及び印影に係る情報については、特定の個人が識別される個人情報に該当。 ・ 条例 7 条 4 号該当 犯罪捜査報償費は、個別の犯罪捜査に即して執行されることから、個別の執行内容に係る情報を公にすると、捜査の動向や捜査手法が推測され、事件関係者、犯罪を企図する者等に対抗措置を講じられるおそれがある。また、捜査協力者や担当捜査員等が特定され、これらの者が事件関係者等から嫌がらせや危害を加えられるおそれが生じ、以後の協力が得られなくなるなど、現在又は将来の犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある。

		<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例 7 条 7 号 該 当 <p>公にすることにより、協力関係を公にしないことを前提としている捜査協力者等との協力関係・信頼関係が著しく損なわれるおそれがある。</p>
--	--	---

イ 警察本部交通指導課

	公文書の件名	公開しない部分	公開しない理由
1	平成 12 年度の犯罪捜査報償費前渡資金出納簿	<p>年月日、摘要、受高、払高、残高がわかる部分。ただし、次のものを除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各月分の犯罪捜査報償費の受入状況(年月日、摘要、受高)が分かる部分 ・ 各月分の計及び累計が分かる部分 ・ 「次葉への繰越」及び「前葉より繰越」の受高が分かる部分 ・ 取扱者交替に伴う引継ぎに係る部分 ・ 年度末の不用額の返納が分かる部分 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例 7 条 2 号 該 当 <p>警部補以下の警察官の氏名に係る情報については、特定の個人が識別される個人情報に該当。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 条例 7 条 4 号 該 当 <p>犯罪捜査報償費は、個別の犯罪捜査に即して執行されることから、その支出時期、支出事由、支出金額及び執行内容等に係る情報を公にすると、捜査の動向や捜査手法が推測され、事件関係者、犯罪を企図する者等に対抗措置を講じられるなど、現在又は将来の犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある。</p>
2	平成 12 年度の犯罪捜査報償費証拠書類のうち捜査費支出伺及び支払精算書(添付書類を含む)	非公開	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例 7 条 2 号 該 当 <p>捜査協力者等の住所、氏名及び印影等、警部補以下の警察官の氏名及び印影に係る情報については、特定の個人が識別される個人情報に該当。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 条例 7 条 4 号 該 当 <p>犯罪捜査報償費は、個別の犯罪捜査に即して執行されることから、個別の執行内容に係る情報を公にすると、捜査の動向や捜査手法が推測され、事件関係者、犯罪を企図する者等に対抗措置を講じられるおそれがある。また、捜査協力者や担当捜査員等が特定され、これらの者が事件関係者等から嫌</p>

			<p>がらせや危害を加えられるおそれが生じ、以後の協力が得られなくなるなど、現在又は将来の犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある。</p> <p>・ 条例7条7号該当</p> <p>公にすることにより、協力関係を公にしないことを前提としている捜査協力者等との協力関係・信頼関係が著しく損なわれるおそれがある。</p>
3	平成15年度の犯罪捜査報償費前渡資金出納簿	<p>年月日、摘要、受高、払高、残高が分かる部分。</p> <p>ただし、次のものを除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 年度初めの「本部長より交付受」及び日付が分かる部分 ・ 年度末の累計及び不用額の返納が分かる部分 	<p>・ 条例7条4号該当</p> <p>犯罪捜査報償費は、個別の犯罪捜査に即して執行されることから、その支出時期、支出事由、支出金額及び執行内容等に係る情報を公にすると、捜査の動向や捜査手法が推測され、事件関係者、犯罪を企図する者等に対抗措置を講じられるおそれがある。また、月別の執行額等を明らかにすると、その変動状況等から捜査の動向が推測され、事件関係者において逃亡や証拠隠滅等の対抗措置を講じられるなど、現在又は将来の犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある。</p>
4	平成15年度の犯罪捜査報償費証拠書類のうち、各月分の捜査費総括表	<p>捜査費総括表のうち、「前月より繰越額」、「本月受入額」、「本月支払額」、「残額」、「前月末未精算額を本月精算した結果の返納額又は追給額(△)」、「本月概算交付し翌月に精算した結果の返納額(△)又は追給額」が分かる部分。</p> <p>ただし、次のものを除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 年度当初4月分の「前月より繰越額」及び「前月末未精算額を本月精 	<p>・ 条例7条4号該当</p> <p>犯罪捜査報償費は、個別の犯罪捜査に即して執行されることから、その支出時期、支出事由、支出金額及び執行内容等に係る情報を公にすると、捜査の動向や捜査手法が推測され、事件関係者、犯罪を企図する者等に対抗措置を講じられるおそれがある。また、月別の執行額等を明らかにすると、その変動状況等から捜査の動向が推測され、事件関係者において逃亡や証拠隠滅等の対抗措置を講じられるなど、現在又は将来の犯罪の予防、鎮圧又は捜</p>

		<p>算した結果の返納額又は追給額(△)」が分かる部分</p> <p>・3月分の「残額」及び「本月概算交付し翌月に精算した結果の返納額(△)又は追給額」が分かる部分。</p>	<p>査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある。</p>
5	<p>平成15年度の犯罪捜査報償費証拠書類のうち、捜査費支出伺、捜査費交付書兼支払精算書及び支払伝票(添付書類を含む)</p>	<p>非公開</p>	<p>・条例7条2号該当</p> <p>捜査協力者等の住所、氏名及び印影等、警部補以下の警察官の氏名及び印影に係る情報については、特定の個人が識別される個人情報に該当。</p> <p>・条例7条4号該当</p> <p>犯罪捜査報償費は、個別の犯罪捜査に即して執行されることから、個別の執行内容に係る情報を公にすると、捜査の動向や捜査手法が推測され、事件関係者、犯罪を企図する者等に対抗措置を講じられるおそれがある。また、捜査協力者や担当捜査員等が特定され、これらの者が事件関係者等から嫌がらせや危害を加えられるおそれが生じ、以後の協力が得られなくなるなど、現在又は将来の犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある。</p> <p>・条例7条7号該当</p> <p>公にすることにより、協力関係を公にしないことを前提としている捜査協力者等との協力関係・信頼関係が著しく損なわれるおそれがある。</p>